

「在沖米軍基地の負担軽減」及び「日米地位協定の抜本的改定」を求める意見書

全国知事会は、2018年7月に、「米軍基地負担に関する提言」を決議した。

戦後70年余が経過した現在も沖縄県においては、米軍専用施設面積の約7割が過度に集中している。

名護市安部沿岸部へのオスプレイ事故、沖縄国際大への大型ヘリ墜落事故など、米軍基地があるがゆえの航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、市民及び県民の安全安心が脅かされている。

日本の捜査当局が、捜査や事故機体の差し押さえさえできないなど、我が国の主権・法律が及ばない日米地位協定は、抜本改定すべきである。

よって、本市議会は、市民及び県民の生命・財産及び人権を守る立場から「在沖米軍基地の負担軽減」及び「日米地位協定の抜本的改定」がなされるよう下記の事項について、強く要請する。

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること
また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年（2019年）3月15日

那覇市議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣